

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 産業再生法による資産の評価損

**Q** : 今回改正された産業活力再生特別措置法(以下、産業再生法という)の認定を受ける企業は、保有資産の評価損が計上できるようになったと聞きました。詳細を教えてください。

**A** : 棚卸資産、有価証券、固定資産、繰延資産の評価損の計上が認められました。

### 【解説】

法人税法では、資産の評価換えによる損失は、原則として損金算入が認められていません。しかし、その有する資産(預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権を除く)につき一定の事実が生じたことにより、その資産の価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、その資産の評価換えをして、損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その損失を損金の額に算入するとしています。

一定の事実とは、災害等による著しい損傷があった場合、会社更生法による更生手続開始の決定があった場合その他これに準ずる特別の事実が生じた場合などをいいますが、今回、産業再生法による認定もこれに加えられました。したがって、今後はこの認定を受けた企業は、資産の評価損を計上できるようになります。なお、この場合の対象となる資産は、棚卸資産、有価証券、固定資産、繰延資産とされています。

